

## 【Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス利用規定】

### 1. 適用範囲

- (1) ペイジー口座振替受付サービス（以下「本サービス」といいます。）は、当行所定の収納機関（以下「収納機関」といいます。）、もしくは当該収納機関から委託を受けた法人の窓口（以下「取扱窓口」といいます。）に対して、当行預金者本人が本人名義の当行キャッシュカード（当行が福銀キャッシュカード規定に基づいて発行するキャッシュカードのうち普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。)その他当行所定の預金のキャッシュカード。以下「カード」といいます。）を提示することにより、後記3.（1）の預金口座振替契約の締結を行うサービスです。本サービスによる預金口座振替契約の締結については、この規定により取り扱います。
- (2) 収納機関とは日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」といいます。）所定の収納機関規約を承認の上、運営機構に収納機関として登録され、当行と預金口座振替による収納事務に関する契約に基づく預金口座振替受付事務の取扱いに関する契約を締結した法人または個人をいいます。
- (3) 本サービスは、当該カードの発行されている預金口座（以下「当該口座」といいます。）の預金者に限り利用することができます。
- (4) 本サービスは、当行が本サービスに利用することを承認したカードのみ利用できることとします。

### 2. 利用方法等

- (1) 本サービスを利用するとき、預金者は取扱窓口を設置された本サービスにかかる機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）の画面表示等の操作手順に従い、自らカードの磁気ストライプの電磁的記録を端末機に読み取らせ、第三者に見られないように注意しつつ端末機にカードの暗証番号と必要項目を自ら入力してください。
- (2) 本サービスの取扱いは、当行が定めた利用時間内とします。ただし、収納機関の利用時間の変動等により、当行の定める利用時間内であっても利用できない場合があります。
- (3) 以下の各号に該当する場合、本サービスを利用することはできません。
  - ① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
  - ② 取扱窓口において購入する商品または提供を受ける役務等が、収納機関が預金口座振替による支払いを受けることができないと定めた商品または役務等に該当する場合
  - ③ 本規定に反して利用された場合
- (4) 以下の各号に該当する場合、当該カードを本サービスに利用することはできません。
  - ① 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合

② カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合

### 3. 預金口座振替契約等

(1) 前記2.(1)により暗証番号の入力が行われ、端末機に預金口座振替依頼の受付確認を表す電文が表示されたときに、預金者・収納機関間で預金者が収納機関に対し負担するある特定の債務を預金口座振替により支払う旨の契約が成立するとともに、預金者・当行間で次の契約（以下「預金口座振替契約」といいます。）が成立するものとします。

① 収納機関から請求書等が送付されたときは、預金者に通知することなく、請求書等に記載された金額を預金口座から引き落としのうえ、収納機関に支払うことができるものとします。

② 当行は、普通預金規定にかかわらず、預金通帳および預金払戻請求書の提出を受けずに前号の引き落としを行います。

③ 預金口座の残高が収納機関の指定する振替指定日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日）において請求書等記載金額に満たないときは、預金者に通知することなく請求書等を収納機関に返却します。また、振替指定日に引き落としが複数あり、その引き落としの総額が当該口座の支払可能金額を超える場合、そのいずれを引き落とすかは当行の任意とします。

(2) 預金者は、暗証番号等を入力する前に端末機の表示および収納機関との間の契約書面等により、本サービスでの申込内容を確認するとともに、前項により預金口座振替契約が成立した後に端末機から出力される口座振替契約確認書（以下「確認書」といいます。）の内容を確認するものとし、確認書が自己の意思に沿わない場合には、直ちに確認書記載の問合せ先に連絡してください。

(3) 預金口座振替契約を解除するときは、預金者から当行へ所定の手続きにより書面にて届け出るものとします。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納機関から請求書等の送付がない等相当の事由があるときは、当行は当該契約が終了したものと取り扱うことができるものとします。

### 4. 本サービスの機能を停止する場合

(1) サービスを利用する機能は、当行所定の方式により当行本支店へ申し出ることにより停止することができます。当行はこの申出を受けたときは、直ちに本サービスを利用する機能を停止する措置を講じます。この申出の前に生じた損害については、当行は一切を負いません。

(2) なお、前項による本サービス利用機能停止がなされても、停止前に成立した預金口座振替契約については前期3.(3)によらない限りその終了・解除はなされません。

## 5. 免責事項

- (1) 次の各号の事由により預金口座振替契約の不能、遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ① 通信機器、回線等の障害により、取り扱いが不能となったとき
  - ② 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当行が送信した情報に誤謬・遅延欠落等が生じたとき
  - ③ 収納機関の責めに帰すべき事由があった時
- (2) 当行が、カードの電磁的記録によって、端末機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したのものと処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金口座振替契約の受付をしたうちは、カードまたは暗証番号につき、偽造、変造、盗用、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (3) 本サービスおよび本サービスによる預金口座振替契約について仮に紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、預金者と収納機関との間で遅滞なくこれを解決するものとし、当行は一切の責任を負わないものとします。

## 6. 規定の変更

この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。なお、変更の効力は効力発生時期より生じ、変更前からの本サービスの利用者にも及びます。

## 7. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、福銀キャッシュカード規定、普通預金規定等により取扱います。

以 上